

第四節 大屋子時代おおやく

郷土史年表によると、世之主没後つまり一四一六年ごろから、薩藩時代徳之島にはじめて代官が置かれる元和元年（一六一五）まで約二百年間の統治者の欄は、大屋子時代おおやくとなっている。このことから全島統治者は大屋子であったことが分かるが、一体大屋子とは何であろうか？ そのことについて究明を試みてみることにしよう。

「球陽」によると、「英祖王七年大島等の処皆始めて入貢す。（中略）次後毎年入貢す」とあって、使臣を派遣したことについては一言もふれていない。

ところが、伊波普猷はその著「琉球古今記」の中で「英

祖はその翌年大屋子（総督のごときもの）を派遣して之を統治させています」と述べており、また島袋源一郎著「沖繩の歴史」にも「その翌年即ち文永四年（一二六七）から酋長を遣わし統治させるようになり、大島諸島も亦年々入貢することが例となった。」と述べられている。

そこで、酋長を遣わし統治させるようになったとあるが、ここでいう酋長とは按司もしくは大屋子のことを指していると思われる。「大奄美史」によると「旧記によれば大島の儀上古は琉球に属し、彼地より按司の位一人渡海、在島にて支配有之、中古は大親役一間切に一人宛都合七人の支配有之、琉球へ年貢を納めたる由、大島置目条々の旧書あり」と述べられており、徳之島では「大親を大屋子」といったが云々」と見えている。「沖永良部島郷土史資料」によると、「文永四年（一二六七）より始めて大屋子なる官吏を遣わし、大島諸島を統治せしめたる如し、考えるに大屋子は俗に按司と称せられ云々」とあることをもってみても分かることであるが、西紀一二六六年から一六〇九年まで約三百四十年にわたる琉球統治下に、按司もしくは大屋子という行政官を派遣して島々を支配せしめたことが分かる。とりわけ沖永良部は

みても、派遣された酋長と言われている支配者は「大親」、「大親役」、「大屋子」であったようである。してみると右に述べた「沖永良部島郷土史資料」に、「大屋子なる官吏を遣わし統治せしめ、大屋子は俗に按司と称せられ云々」というあたりが、案外正しい伝承であるといえる。

ここで、「大親」、「大親役」、「大屋子」と使い分けられ、書き分けられているのに気づくのであるが、その違いはどうなっているのか、それを追究すれば勢いその語源に触れてくるであろう。そこで伊波晋猷著「沖繩考」を参照しながら、かいつまんで述べてみよう。

大屋子の前は「大親」である。はじめて明に進貢したと伝えられている察度王（ぢやなもい）は、「奥間大親」と天女との間の子なり、といわれている。その察度王の元中元年（一二八四）、「阿不耶」を遣わして進貢し鈔幣を賜ったことや、同じ察度王の代に今帰仁間切健堅村に健堅之大親という人があったなどというのが、大親の古い用例ではなかるうか。

「薩摩旧記所輯文書」に「永正十三年（一五一六）四月二十五日琉球國文船着岸、使者謝名大屋子」と見え、大永二年（一五二二）から元和六年（一六二〇）までの

按司の統治せし痕跡なきうえに、判然と「文永四年に大屋子を遣わして統治せしめらる」と、「沖永良部史稿本」に述べられていることから、大屋子による統治であったと思われる。

したがって、大島諸島が入貢の翌年すなわち文永四年（一二六七）から「酋長を遣わし」とある酋長とは、沖水良部の場合按司ではなく、「大屋子」のことではなかったのかと思われる。

それは、「南島雑話」にも「大島諸島が琉球の支配下にあつた時、親方官を各島に派遣して統治させた。それには『大親』といったことが見えているし、『徳之島小史』には「文永三年龜山天皇の代琉球國首里の譜代高家子孫の者徳之島大親役申付けられ……大親役は六名の使者に護衛せられて小舟より徳之島に渡り任に着けり」と見えており、また「沖永良部郷土史資料」によると「道之島の儀前代には大屋子が頭役の官にて大屋にも人物に依り鉢巻の品相変り申候由」とか「大屋子なる官吏を遣わし統治せしめ、大屋子は俗に按司と称せられ云々」と述べられていることでも推察できる。

このように沖永良部に限らず、大島や徳之島を通じて一世紀間に建てられた六個の琉球文の石碑には、何郡邑の「大やくもい某」と見えているが、この「大やくもい」は「大屋子」に、敬称の接尾辞「もい」をつけたものである。「琉球國由来記」に国々の按司部に首里在住を命じたとき、その領地に「大屋子」を派遣して統治させたことが見えている。「大屋子」は属官の部類に入り、諸問切諸島地頭代外上級吏員の呼称にも現れている。この呼称は上から下へと、段々下っていたようにも考えられるが、その語源をせん索するとまさにその逆であることがわかる。

「おや」という語は母権時代に母を意味したもので、それは高群逸枝女史の「女性の歴史」の中で「原始時代の人々は家庭というものを知らず母系氏族を中心として群居し、群の指導権を持つ者は母系であった。婚姻は群と他群との間に行われ、特定の妻又は夫を定めず男女が結合する乱婚と称すべき男性が女性の方に通う招婿婚であった。したがって生れた子の哺育は母の責任であった。」と述べられているように、母即親であったのである。

琉球語で、「おや」と言えば母をさす場合が多いのもその名残で、「おや」におほ（大）をかぶせて、血族の「大

親」の義に用いたに違いないが、父権時代になって「おや」は父にも転用され、「大おや」はもっぱら氏の上の義を有する「マキヨの根の大男」の同義語として用いられるようになった。根人大屋子おほやというのは氏の上の義で、これに対し祝女のむには根神と言っている。この氏の上すなわち「マキヨの根の大ころ」の城主に仕える者を、古くは「按司付きの大や」と言ったらしいが、「大やこ」にその位置を譲ったのは、呼称として長過ぎたためであろう。

このように「マキヨの根の大親おほや」の呼称が、そのまま政治社会の官制に採用されたが、音韻変化のほげしい琉球語では、「大や」も「大やこ」も「大やこもい」も永くその原形を保つことができず、いずれにも絶えず音形の変化が起こつて種々の語形が生じ、意義の分化も起こつた。

「おほおや」は「おほや」となまった。「おほや」の頭音が落ち、「ほや」となった。「ほや」はさらに「ふや」となり、「ひや」となった。この「ひや」にも新しい意味が盛られ、組踊りでは「比屋」の字をあてて、子の次の位階の名にしてある。たとえば「元國吉くにしの比屋ひや今や國

吉の子」などというものである。

「比屋」とは昔の按司の家来の役名で、往昔諸在郷の地頭、村頭などの呼称なり、いまの山当(山林監督官)を昔は「山のヒヤ」と呼べりとか、組踊り大川敵討に出てくる「村原の比屋」や「大謝名の比屋」などのように姓の後につく場合もある。比屋の上には「大親」という役名もあった、など参照すべきであろう。

この大屋子がだんだん変わって、いつしか奴やつこもしくは下僕しもべを意味する卑語に成り下がった。「大やこ」は「ヤク」となまって、久米島や久高島などでは兄貴の義に用いられているが、首里、那覇で兄を「ヤツチー」と言っているのもその転訛かしたもので、守り役の義を有する「ヤカー」も関係があるろう。

そういえば、沖永良部でもいまは耳遠くなつたが大正年間まで兄貴の義にあたる「ヤク」、「アク」や「ヤクミ」それから派生したであろう草刈り男に「草刈りヤク」、「〇ヤクマまたは〇〇ヤクモ」(ヤクモイの語尾イが脱落したもの)などという語が使われていたことや、兄貴の義に与論の人が「ヤツカー」と言っていたのが思い出される。

このほかに、「大親」に関係のある語で中央の官制に取り入れられたのが、「おもしろさうし」に「手登根の大やこ」、「だうの大や」、「しれま大や」が対語として出ている。いずれも、「マキヨの大親」の同義語として用いられたもので、「大屋子」の前身を推測する資料になるものである。

「大やこ」は位階の名で、前出の「謝名大屋子」のように采邑(領地)、知行所の下につけて用い、後世「大屋子」の字をあてた。大屋子は大役の転であろう、と「遺老説伝補註」に述べてあるが、参考とすべきであろう。

このように大親、大親役、大屋子の表記をめぐり、そのよつてきたであろう縁由を追求してみたつもりであるが、それは母権時代の母を意味する「おや」を起こりとし、それに「大」をかぶし血族の「大親」の義に用い、父権時代になって「大おや」は氏の上の義となり、さらに「大やこ」となり政治社会の官制に採用され、「大やこ」「大やこ」「大やこもい」などと、音形変化に伴い種々の語形を生じ、それに伴つて意味の分化が起こり、また簡素化され、「おほおや」「おほや」「ほや」「ふや」「ひや」などとなり、それにつれ語意を合わせた漢字が配され、

大親、大親役、大屋子など異なつた表記がなされたのではないかと思われる。

大屋子は、後世では「属官の部類に入り諸間切、諸島の地頭代、村頭外上級吏員の呼称なり」と言われているが、奄美諸島が入貢したころは、この大親役、大屋子が頭役かみやくであつたことは疑うべくもない。按司と混同され「俗に按司と称せられ云々」などという郷土史の記述が生ずるようになったのも、この辺の消息を伝えるものではあるまいか。

さて、頭役である大親、大屋子はどのように島を統治していたであろうか。

「大奄美史」によると琉球服属時代に、大島の統治に当たつた役員とその職掌とは、時代によって多少の変遷はあつたが、大体において次のとおりであつた。

「按司一人 全島を主宰し、位は正一品、金簪かんざしを使用した。しかし按司職は早く廃せられ、慶長のころにはすでになかつた。

大親七人 各間切の長として事務を総理した。従五位以上正二位以下。金簪かんざし仮名染め、黄鉢巻わづりをつけ、親雲上べいもん之に補せられた。

与人七人 古くは用人とも書いた。各間切に一人ずつ

大親を補佐し、その指揮に従い間切の事務を
掌管した。従五位以上、従二位以下。金簪黄

鉢巻きをつけ、親雲上同格。

目指 (指役) 人員を限らず、大親、与人の指揮を受

け、庶務に従事した。正七位。銀簪赤鉢巻き

をつけ、筑登之同格。

筆子 位階なく切米だけを受く。

掟役 右に同じ

(切米とは春夏冬の三回支給される扶持米)

大親役の多くは琉球から派遣された者で、中には従来
の大島の曾長から取り立てた者もあるが、大体世襲で
あった。与人には大島の名門、もしくは曾長の子孫か、
大親役の子孫の者を任命した。大親役以上は毎年一度ず
つ琉球の王府に登城し、貢物を献じ拝謁する例であっ
た。」とみえ、「徳之島小史」には、

「大親役一名 島主として全島を主管す。仮名茶黄鉢巻

親雲上上位、金の髪指を用う。知行式拾石切

米五石。

与人九名 大親役の子孫世襲す。黄鉢巻親雲上。金の

髪指を用う。知行拾石、切米二石。

目指 (員数不明) 赤鉢巻、筑登之位 銀の髪指を用

う。切米二石。

筆子 (員数不明) 位なし、切米二石。

掟 (員数不明) 位なし、切米二石。」

と、当時の職制が述べられているが、前にも「大島の儀
上古は琉球に属し、彼地より按司の位一人渡海在島にて
支配有之」と述べたとおり、当初は按司が全島を統治し
ていたようであるが、それも慶長のころまでにはすでに
なくなっている。

その後は大島、徳之島を通じ、大親、与人、目指、筆
子、掟と職制が定められ全島を主管する者は大親役で、
それを補佐するのが与人役以下の者であった。大親役は
琉球から派遣された者か、曾長から取り立てられた者で
大体世襲であり、毎年一回琉球王府に登城し貢物を献じ
拝謁する例であった、ということから大親役の職能の大
体うかがい知ることができる。

ところが、それが沖永良部島の場合になると、大分様
子が変わってきているようである。操担勤編「沖永良部
島沿革誌」の琉球服属時代の項に、「琉球は中世におい

て中山、北山、南山の三王割拠し、本島(永良部)は北
山の所轄に属せり、民事を司らしむるには、与人、掟、
筆子の吏をおき、また百(男)、祝女の祭職を各村にお
きて祭事に与らしめ、かつ毎年北山王に参候するを例と
せり」と見えている。

もともと「元和二年(一六一六) 島内の行政区画は琉
球服属時代の制を襲用して三間切とし、与人三名をおき
て万事を処理せしめ、その下に掟、目指、筆子の副役あ
り、後世に至りては、目指、筆子、掟の順位となりおれ
り」とも見えているので職制に変更のあったことが分か
るが、それにしても大島、徳之島では全島を統治してい
た者は大親役で、それを補佐していたのが与人職であっ
たのに比し、沖永良部の場合は百(ヒヤに語呂の合う百
の字を宛てたもので大親、大屋子の意)は祝女とともに
祭事をつかさどる祭職になっている、ということが特に
目立つのであるが、それはどうしたわけであろうか。

嘉永三年(一八五〇) 世之主死後四百三十四年後に書
かれた「世之主由緒書」の一節に「御國許蔵入に罷成候
て本琉球より鉢巻取寄の儀御差止被遊、且又大親役差止
められ、其子孫の者共過半与人役相勤居申候」とか、ま

た「右王子(世之主自害の際乳母に伴われ西原あがり百
所に逃越候三才の若主)の子孫成長の上、中山王取立に
て代々大屋役仰付相勤来り候由、依之当分私までも島中
の者共大屋子孫と唱申候、尤も大屋役何代相勤申候哉不
詳候」と見え、また「大屋役は与人の上席なりし由爾來
与人役所のことを民間にて大屋宿と称す」などと、見え
ていることから、琉球服属時代は大屋役が全島を統治し
ていたことであろうし、階級を示す鉢巻き類も琉球から
取り寄せていたであろうが、それが御国許蔵入後つまり
薩摩服属後は大屋役も禁止され、その子孫の者および世
之主死後は、その子孫の者が大方与人役になったとい
うことのようにある。

「世之主由緒書」に「大城村川内のヒヤと申す者を召
列云々」とか、「西原村あがりヒヤ所に逃越候」とかい
う記述が見えていることから、世之主以前に「ヒヤ」と
いう職制のあったこと、そしてその「ヒヤ」は「大城村
川内のヒヤ、西原村あがりのヒヤ」などに見えているよ
うに村々にいたことが分かる。このころになると「ヒヤ」
が全島を統治したのではなく、「世之主由緒書」に「百
と申候は往古は百家部の頭取仕申候村役の役名にて候

由」とか「ひや及び祝女は各村に一人づつ之をおき、その一村を統率したるが如し」などと記されているように、一村を統率する村役になっていたようである。

薩藩服属以後ならともかくとして、琉球服属（二二六六）以後、世之主時代（二四一六）までの約一五〇年間ぐらいに全島統治者であったはずの「ヒヤ」が村役に転落していったということは、職制の改変のほかには何か大きな理由があったのではあるまいか。

それはともかくとして、「百及び祝女は各村に一人づつ之をおき」と「世之主由緒書」に見えていることについては前に述べたが、「郷土史資料」の「しにぐ祭」の項にも「全島には百（百とは家百戸よりの上納をとる家なるをもつて其役目の名）という者が各村（現在の大字）に二名若くは一名いる」と見えていて、村役としての百が各村に一〜二名いたことが分かる。

この「ひや」に語呂の似た百の字をあてて「ひや」と読み替えていたからであろうが、「家百戸の上納をとるのが『ひや』の役目である。」との説明つきがあるけれども、これは百という文字にとられすぎた感がある。現在でもそうであるが、全島で人口一万人を上下していた往時

ない。琉球においても間切という行政区画の起源については、「大変古いが文献明確を欠き判然としない」というのが実情のようである。

それはともかくとして、この「三間切三十六村」に少なくとも一人ずつの「ひや」および「祝女」がおり、一村の政治や祭事を中心にその村を統治してきたのである。つまり、祭政一致の政治が行われていたのである。

それが、「沖永良部島沿革誌」によると、(明治四年（一八七二）此度の改新によりシニグ祭、盆祭等は廃止せられ各村の祭役たる百、祝女付属の地所（役地）は血統襲職者の私有となり、村選就職者のものは共有となる。」と見えているように、琉球服属（二二六七）この方全島統治者としての大親役（大屋子）、世之主時代（実際はそれ以前から）以来とも思われる。長い歴史を有する村役（祭職）としての百（祝女も）の役職は、ここで終止符を打つことになるのである。

大親役大屋子は初め、琉球から派遣された者であり、中には島の酋長つまり有力者から取り立てられた者もあったようだが、沖永良部ではそのほかに世之主死後その子孫の者も、大親役に取り立てられたことが記録に見

は、戸数百以下の村落が大半以上ではなかったかと思われる。ちなみに、本島でいちばん古い人口調査は安永元年（一七七二）で、当時の人口は一万一千四百七人、次が天明六年（一七八六）で、人口九千四百五十五人と一人を割っている。戸数にして二千戸そこそこということになっている。それで「ひやが家百戸の上納を取る云々」ということは、大凡の見当であり目安ではあったかもしれないが、必ずしも家百戸ということではあるまいと思われる。厳密に百戸ということになると、各村に百がいなくてもよいということになるからである。

そこで、村役としての「ひや」が各村ごとにいたということは理解できるが、では当時の村の数はいくらであろうか。

それについて、「沖永良部島沿革誌」に「三間切三十六村というのは往古よりの呼称ならん。従来全島を三間切に分ちしが、それは村と村相交錯して不便なりしたため、安政四年（一八五七）接続の位置を基にして三ヶ方（和泊方、東方、西方）に改む」と見えている。おそらく琉球服属時代の制を踏襲してきたものであろうが、いつごろ三間切制が定められたかについては史料にも見当た

えていない。これらの者の子孫が、代々世襲で受け継いできたようである。世襲といっても地位だけでなく職業、財産などを嫡系の子孫が代々受け継ぐのである。

このように村役（祭職）としての百、祝女の付属地所（役地）は、その血統襲職者の私有物として処理したのである。

村選就職者のものは共有となる、ということについて、村選就職者という者の条件や適用範囲についてつまびらかでないけれども、百または祝女の村選就職者の付属地所が字共有となった。部落有地を現在も共有している字があることは周知のとおりである。

村役としての百や祝女の役職が廃止されて、すでに百余年の歳月が流れている現在では、そのことについて教えてくれる者としてないのは当然であるが、柏常秋著「沖永良部島民俗誌」の口承文芸「屋号」の項に「屋号はその家の人が制定したものでなく、社会が命名したものであるが、無苗字時代に民間では屋号を苗字の代用にしていたもので、現代でも屋号は苗字以上の存在価値を持っている。」と述べ、歴史にちなむものとして、「往時の間切時代は各間切にウヒヤと称する首長がいて、間切の政務

を管掌し又各村落にはヒヤーという役人がいたが、これらの役人に因みを持つらしく現在でも『ヒヤ屋』『ウヒヤ』『ウフ屋』と称する屋号が残っている。」と見えているのに思いつき、往時三間切三十六村の各村に、少なくとも一人ずつは居たであろうといわれるヒヤの名残りが屋号としてどれくらい残っているであろうかと調べたのが次表である。

和泊町			知名町		
字	屋号	当主名	字	屋号	当主名
國頭	ウヒヤ	福峯氏(本家)	久志橋	ウヒヤ	奥山真良氏
西原	ヒヤ屋	東一興氏	上平川	ウヒヤ	丸山氏
同	ウヒヤ	大屋白富氏	余多	ウヒヤ	大屋稔氏
喜美留	ヒヤ屋	白石氏(麿家)	黒貫	ウヒヤ	吉富本家
手手知名	フーヤ	谷元義男氏 沖吉氏	瀬利寛	ウヒヤ	大屋氏
玉城	ウヒヤ	伊井秀吉氏 栄西明氏	屋子母	ウヒヤ	吉俣与名良氏
根折	ウヒヤ	山田中国氏	大津勘	ウヒヤ	永島氏
大城	川内の百	不詳	田皆	ウヒヤ	大屋サダ氏
内城	フーヤ	宗安明氏	同	ウフヤ	山田憲彰氏
後蘭	ウヒヤ	平島信氏	下城	ウヒヤ	先山氏

なかつたことを遺憾に思うものである。

○ 大屋子 五首詠 永吉 毅

- 一 ある時は与人の上に位して
島治めあし大屋子なりしが
- 二 永良部史の証人ともならん大屋子の
その業蹟を語る人もなし
- 三 遠き代の幾変遷に耐えてきし
屋号のみに見るウヒヤの来し方
- 四 おしなべて素封家なりしとふウヒヤ屋敷
いらか競いし跡ぞしのぼる
- 五 祝女と並び村治めあて人々の
崇敬集めし 大屋子なりしが

以上のとおりであるが、三十六村に各村に一人、大きい村では二人いたであろうことから考えると半分ぐらいという感じである。

明治三年(一八七〇)午年の「シニグ祭」の際の「ヒヤ」の首長だったといわれる余多の百、屋子母の百、西見の百や、世之主自刃の際三歳の若君と五歳の姫君を、乳母「真升兼」が避難させたと伝えられている、「西原アガリの百」の末えいであろうところの屋号も見えて

いる。
ある古老は、「百は貢租取り立ての際は、お越し枡(一升二合)で受け取り、支払いの際は京判(一升枡)を使っていたので大低が素封家であり、高倉の二、三棟、牛小屋の二棟くらいは所有していたということであるが、中には取り立てに厳しさを極めて人民のえんさを買った者もあり、圧迫が続くと反発をよぶのでそんな所は早く廃絶しているようだ」と語っていたが、そのようなヒヤも中にはいたのであろうか。

長い歴史と伝統を有する由緒ある大親、大親役、大屋子にちなむ語源からその職能、転化などについて書冊に頼りながら述べてきたつもりであるが、十分言い尽くせ